（大臣官房付）同　新井　毅
（同）同　國井　聡
（農林水産技術会議事務局研究推進課長）同　小島　吉量
辞職を承認する（各通）（以上六月二十日）
独立行政法人農業者年金基金監事　山口　琢磨
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する
小島　吉量　小林　敬子
独立行政法人農業者年金基金監事に任命する（各通）（以上六月二十一日）
株式会社日本政策金融公庫代表取締役専務　髙橋　洋
株式会社日本政策金融公庫特別参与　髙橋　孝雄
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する（各通）（六月二十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ルクセンブルク国の国祭日につき、六月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クロアチア国の国祭日につき、六月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、スロベニア国の国祭日につき、六月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成28年９月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年８月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年６月26日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成30年７月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 32 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　沖縄県採掘権登録第606号　鉱業権者　沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜562番地３　株式会社丸徳産業

記

１　聴聞会開催日時
平成30年７月27日（金）　10：00～10：30

２　聴聞会開催場所
那覇第２地方合同庁舎２号館　９階会議室

３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課
沖縄県那覇市おもろまち２－１－１

４　聴聞の通知に係る書面は上記３においていつでも交付する。

平成 30 年６月 26 日

内閣府沖縄総合事務局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第４０３５号
岩手県花巻市桜町４丁目331番地11
申立人　佐藤　リチ
本籍岩手県花巻市東12丁目第13地割30番地１、最後の住所岩手県花巻市桜町４丁目331番地11、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日平成25年８月17日、出生の場所岩手県稗貫郡矢沢村、出生年月日昭和５年９月22日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　勢二
事務所岩手県花巻市花城町12番６号　小山田事務所
相続財産管理人　司法書士　小山田泰彦
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成３０年（家）第９０１７号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍秋田県秋田市泉釜ノ町１番地20、最後の住所秋田市牛島西２丁目11番８号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成29年２月19日、出生の場所秋田県本荘市、出生年月日昭和60年３月18日、職業不明
被相続人　亡　桜庭　公平
事務所秋田市泉北１丁目11番３号佐藤法律事務所
相続財産管理人　佐藤　史明
秋田家庭裁判所

平成３０年（家）第１４５号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍静岡県三島市寿町３番、最後の住所埼玉県所沢市大字南永井19番地の１エステスクエア所沢104、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日平成28年11月21日、出生の場所静岡県駿東郡原里村、出生年月日昭和13年５月５日、職業不明
被相続人　亡　長田　良次
事務所埼玉県川越市脇田町103番地　川越駅前脇田ビル616号室　大森三起子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大森三起子
さいたま家庭裁判所川越支部

平成３０年（家）第３００４６号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
代表者代表取締役　大谷　秀逸
本籍千葉県柏市根戸467番地、最後の住所千葉県柏市十余二287番地の16サーパス柏102号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成29年３月25日、出生の場所福島県石城郡小名浜町、出生年月日昭和22年３月15日、職業不明
被相続人　亡　安島　　弘
事務所千葉県柏市中央町６―19　コープビル柏４階　柏綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内田　徳子
千葉家庭裁判所松戸支部